

◆柳下礼子委員

日本共産党の柳下礼子でございます。

本日は、歳出予算の事業概要16ページの埼玉県園芸生産力強化支援費に関わって、1月の大雪被害による農業用ハウスの再建支援について伺います。

平成28年1月18日未明から朝にかけて降った雪の重みで農業用のハウスが倒壊するなど、被害が相次ぎました。当県議団は、直ちに小鹿野町の被害農家を訪問しました。親子でトマトなどを栽培している農家は、「昨年の3月に2年前のパイプハウスがようやく再建でき、トマトの出荷にこぎつけた。次の出荷を準備しているとき、今回の大雪でパイプハウス10棟のうち2棟が全壊、2棟が損壊した」とのことです。「これまでも再建に向けて融資を受け、経営的にも苦しい中、もうこれ以上借金はいできない」、別の農家では、「19ミリから25ミリにパイプを太くした強化ハウスを再建したのに、今回また倒壊してしまった」ということでした。

2年前の大雪被害からようやく立ち直りかけていた一つ一つの農家にとって、2度目の被害は極めて深刻です。県は支援策を発表しましたが、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく無利子の農業災害資金の融資と、代替作に必要な肥料などの経費の補助しかありません。しかも、条例で指定されない自治体の農家には、特別な支援は何もありません。これでは、2度も被害を受けた被災農家の再建への不安に応えるものになっていません。キュウリやトマトなど、県北部のハウス栽培は埼玉農業にとって極めて重要なものです。

2年前、県は、雪害で一つの農家も廃業させないとの強い決意で支援に全力を尽くしました。今回もこの決意は変わっていませんね。どうですか。

◎農林部長

今、柳下委員からお話ございましたとおり、1月17日、18日の大雪被害では、27市町村を特別災害に指定したということでございまして、先ほど言ったとおり、県では無利子の農業災害資金などの支援策を講じました。

ハウスの災害に対しましては、国に対して平成28年1月26日に、被災農業者向け経営体育成支援事業を実施するように要望いたしたところでございますけれども、国は2月24日に対策を講じまして、その対策は、次期作の資材費の補助を行う雪害対応産地再生緊急支援事業、そしてパイプハウス等の建設への補助を行う産地パワーアップ事業というものを打ち出したところでございます。

◆柳下礼子委員

私は、2年前も今回も農林水産省に、農業再建に力を尽くすよう被災農家と一緒に働き掛けてきました。県は2年前と同様の決意で、窮地に陥っている被災農家をしっかりと支えるべきだと思います。県は、国に2年前と同様の補助事業の実施を要望していると思いますけれども、国の補助事業は、まだはっきりと2年前と同じにするとは来ていませんね。そういう点では、独自の補助事業を実施すべきではないでしょうか。答弁ください。

◎農林部長

前回の大雪を契機に、農業共済制度の見直しが行われています。共済制度の見直しを拡充しております、農業ハウス再建の補助率が上がった、撤去にかかる費用が出たりということがございまして、そ

ういった意味で共済制度への加入というのを前提に農家の方々にも考えていただきたいという気持ちで、その加入促進を図ってきたところでございます。先ほど申し上げましたとおり、国への支援要請活動は私どもも行っておりましたが、なかなか県単独の事業というものをここで措置するというのは難しいというふうに考えております。

◆柳下礼子委員

私、国に行ったときにも、国は、共済の加入促進を大分強く言っておりました。ですけれども、埼玉県は加入している方が約3分の1ぐらいですよね。この実態についてどう考えますか。

◎農林部長

農業共済に加入するかしないかというのは、農家の経営判断だというふうに理解しておりますけれども、これだけ大きな災害が発生して、また今後もいろんな災害が発生する可能性を考えると、農業共済への加入、先ほど言いましたとおり、要件が緩和されたりとか、たくさん支援が出るという状況になってまいりましたので、農業共済への加入というものを経営判断の一つとして取り入れていただくことがいいのではないかとこの観点から、県としては加入促進を農家に働き掛けてきたところでございます。

◆柳下礼子委員

加入促進といっても、実際には3分の1ぐらいしか入っていないわけでしょう。入っていても、自分たちが農業が再建できるような状況になっていないわけですよね。

それで、再建費用の補助について、せめて倒壊したハウスの撤去ですね、これについては全ての関係自治体が無償で処理を引き受けるようにすべきだというふうに思います。今回の大雪被害では、倒壊ハウスの無償撤去についても、自治体でまちまちだと被害農家からお聞きしました。この実態と県の考え方、お答えください。

◎農林部長

繰り返して恐縮でございますけれども、前回の状況と変化がございました点は、共済事業の中で、撤去についても農家が選択して対策を講ずれば、お金が出るという仕組みができたところでございまして、その共済制度に加入するかしないかというのは経営の判断でございまして、そういった意味で、そのリスクを感じられて不安に感じられる方は農業共済に入ってくださいということで、制度の周知を図ってまいっているところでございます。御理解いただければと思います。

◆柳下礼子委員

さて、県の支援対象となった自治体は、被害が発生した51市町村のうち27市町村です。この中に小鹿野町は入っていません。小鹿野町では、11戸の農家で18棟のパイプハウスが倒壊したのに、農業用施設の被害額が3割以上の農家が10戸以上必要との要件を満たさなかったからです。例えば、一つの農家で全ハウス1,000万円の場合には、300万円以上の被害とならなければ支援対象にならないわけです。被害農家がハウスをたくさん保有していて被害額の割合が小さくなって、県の支援を受けられない。これでは農家が納得できないのは当然です。県の条例の要件は、大規模なハウス農家が多い県北部地域の現状に合わないことは明らかです。今後も同じようなことが起こり得るわけですから、農業施設は被害額にかかわらず、1棟でも損壊があれば、指定の要件に当たる被害農家とするような条例に改正すべきではないでしょうか。

◎農林部長

埼玉県農業災害対策特別措置条例につきましては、昭和53年に制定されたわけでございますけれども、

委員御指摘の平年の 30%の減収量というものは、国の天災融資法などに準じるとして定めているところでございます。近隣県の状況を見ましても、条例を持つ県を確認しましたが、茨城、栃木、群馬の 3 県では、本県と同様の助成内容となっております。そういった意味で、現時点で条例の基準を見直すということとは困難というふうに考えております。

◆柳下礼子委員

続いて、要求資料 8 に関わって T P P の影響について伺います。

2 月 4 日、日本政府は、アメリカ、日本など 12 か国が参加し、関税の原則撤廃などを盛り込んだ T P P 協定に署名しました。しかし、署名された協定は、各国で批准の手続が必要であり、アメリカと日本のいずれかが批准しなければ発効しません。今も、国会決議が守られていないなど、多くの農家が T P P 反対の声を上げ続けています。アメリカ大統領選挙では、民主党のヒラリー候補らも批准に反対しています。我が党は、日本農業に壊滅的打撃を与える T P P の批准手続を中止させるため、引き続き奮闘する決意です。

さて、我が党はこの間、T P P について一般質問で繰り返し取り上げてまいりました。埼玉県議会でも決議が上がっております。埼玉県の農産物に対する影響について、県の試算を求めてきましたけれども、埼玉県は協定署名後も試算を発表していません。群馬県や千葉県は既に試算を行い、公表しています。どうして埼玉県は公表できないのか、試算額はどのくらいになるのか、一刻も早く T P P による影響試算を公表して、具体的な対策を検討すべきと考えます。

◎農林部長

国による試算方法に基づいて埼玉県の農産物の生産減少額を計算いたしますと、約 8 億円から 14 億円減という計算がなされました。

◆柳下礼子委員

8 億円から 14 億円というお答えでしたけれども、なぜこれをきちっと県の影響額ということで公表しないのですか、これについて私は質問しているんですけども、それにはお答えになっておりません。それについて答えてください。

◎農林部長

国の計算方法は、一定の前提に基づいて行っておりまして、委員御存じだと思いますけれども、基本的には国内対策をしっかりと講ずるということで生産の減少率がゼロ、生産量変わらないという前提で、価格のみが関税の影響で下がるという計算方法で試算したものでございまして、そういった意味で私どもとして、積極的にこれまで公表していなかったということでございます。

プラス、この試算をするに当たって細かいデータなどの整備が必要でございまして、その整備に要する時間というのも結構かかったということございまして、発表するタイミングが遅くなったということでございます。

◆柳下礼子委員

では、正式には、いつ公表するんですか。

それと、今、公表するのに、国内対策をしっかりと講じるということだったんですけども、他県は発表しているのに、この点についてははっきりとお答えください。

◎農林部長

国の T P P 対策というのは、既に国の補正予算の中で整理されておりまして、それ自体は既に発表さ

れております。我々も、農家に対して説明会を2回開催させていただきまして、周知を図っているところでございます。

◆柳下礼子委員

これについてきちっと公表して、影響についてもしっかりしていったほしいと思います。

最後に、産業労働部は県内企業へのアンケートで影響調査を行っています。しかし、農林部はいまだに県内農家へのアンケート等実施しておりません。深刻な影響が生じる農業分野では、なぜ実施していないのか。県内の農家から、県はT P Pへの対策を真剣に考えていないと言われても仕方ありません。農業団体などを通じて、T P Pの影響に関する農家向けのアンケート、そしてきめ細かい対策が必要と思います。今後の対応をお聞かせください。

◎農林部長

県では、平成27年12月に農林振興センターと家畜保健衛生所などに対しまして、農林業関係相談窓口というものを設置して、農業者からの御相談に応じております。相談窓口に来られた農業者の方は、今後の経営に対する不安をお持ちになっていらっしゃるのか、あとは国産米の影響がないとしているのは、なかなか現実的ではないんじゃないかなど、国の影響分析に対する御意見を頂戴しております。また、産地パワーアップという新しい事業を活用したいという要望など、54件の相談が寄せられております。

先ほど答弁させていただきましたが、国の方をお呼びして、国とともにさいたま市と吉見町の2会場でT P Pの説明会を開催して、640人の農業者の方に御参加いただいたということでございます。説明会でも様々な方と意見交換が行われたということでございます。

このように、可能な限り農業者の声を直接聞くように努めておりますので、現時点で改めてアンケートを実施するということは考えておりません。

◆柳下礼子委員

産地パワーアップ事業といっても、実際にこれは役に立ちません。

以上です。